

(郡山市市民福祉センター条例の一部改正)

第25条 郡山市市民福祉センター条例(平成3年郡山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前																			
別表(第8条関係)							別表(第8条関係)																			
1 施設使用料							1 施設使用料																			
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後8時まで	午前9時から午後8時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後8時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後8時まで	午前9時から午後8時まで													
研修室	500円	500円	400円	1,000円	900円	1,400円	研修室	1,300円	2,000円	1,900円	3,000円	3,600円	4,500円													
健康増進室	800円	800円	600円	1,600円	1,400円	2,200円	健康増進室	300円	500円	300円	800円	800円	1,000円													
備考							備考																			
1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。							冷房又は暖房の設備(暖房用器具を含む。)を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。																			
2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。							2 器具使用料																			
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">持込電気器具</td> <td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合</td> <td>1回につき100円</td> </tr> <tr> <td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合</td> <td>1回につき200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持込電気器具</td> <td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合</td> <td>1回につき300円</td> </tr> <tr> <td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合</td> <td>1回につき400円</td> </tr> </tbody> </table>							種別	区分	使用料	持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円	持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円
種別	区分	使用料																								
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円																								
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円																								
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円																								
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円																								
備考							備考																			
1							この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、																			

2 温泉使用料

使用者別	1回使用料
高齢者	200円
大人（他市町村の65歳以上の者を含む。）	400円
子ども	200円

備考

- 1 (略)
- 2 「高齢者」とは、本市の住民で65歳以上の者をいう。
- 3 「大人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、65歳未満の者及び他市町村の65歳以上の者をいう。
- 4 「子ども」とは、4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後8時までの使用時間の区分における使用をいう。

- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後8時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後8時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

3 温泉使用料

使用者別	1日使用料	1回使用料
老人	150円	無料
大人（他市町村の60歳以上の者を含む。）	450円	200円
子供	300円	150円

備考

- 1 (略)
- 2 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 3 「1日使用料」とは、入浴回数に制限がなく、2階大広間を使用する場合の使用料をいう。
- 4 「1回使用料」とは、入浴回数が1回限りで、2階大広間を使用しない場合の使用料をいう。
- 5 浴衣使用料は、1枚につき100円とする。